

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請  
（2件）【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 指定納付受託者の指定【環境局循環社会推進部業務課】 10

### ◇ 公 告

- 借入れ契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局健康医療部第2夜間・休日急患センター】 11

### ◇ 上下水道局

- 特定調達契約の相手方の決定【上下水道局総務経営部営業課】 14

### ◇ 交 通 局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】 15
- 特定調達契約の落札者の決定【交通局総務経営課】 18

北九州市告示第144号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和7年4月8日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎三丁目9番22号  
株式会社 新菱  
代表取締役 土山正明

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石1番1号  
株式会社 新菱

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

名称	NK1D710	NK1S701
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の第46号二に掲げる廃ガス洗浄施設	水質汚濁防止法施行令別表第1の第46号ロに掲げるろ過施設
能力	2Nm <sup>3</sup> /h	ろ過面積0.6m <sup>2</sup>

イ 名称、使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の使用開始年月日

名称	NK1D710	NK1S701
使用時間間隔	連続	間欠
1日当たりの使用時間	24時間	6時間
季節的変動	なし	なし
使用開始年月日	許可日以降	許可日以降

ウ 使用時において各特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常  
の量及び最大の量並びに各汚水等の汚染状態の通常  
の値及び最大の値

名称	NK1D710	NK1S701
汚水等の量 ( $m^3$ /日)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.15 最大 0.15
水素イオン濃度	通常 10～14 最大 10～14	通常 2～4 最大 2～4
化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	通常 300 最大 300	通常 400, 000 最大 400, 000
浮遊物質 ( $mg/l$ )	通常 10 最大 10	通常 20 最大 20
窒素含有量 ( $mg/l$ )	通常 0.001 最大 0.001	通常 0.05 最大 0.05
りん 含有量 ( $mg/l$ )	通常 0 最大 0	通常 0 最大 0

(4) 汚水等の処理に関する事項

各特定施設から排出される汚水は産業廃棄物として処理される。

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 1排水口

(ア) 排水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
排水の量 ( $m^3$ /日)	通常 601 最大 679	同左
水素イオン濃度	通常 7 最大 5～9	同左
化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	通常 16.0 最大 17.5	同左
浮遊物質 ( $mg/l$ )	通常 23 最大 35	同左
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 ( $mg/l$ )	通常 0.5未満 最大 2	同左
窒素含有量 ( $mg/l$ )	通常 32.6 最大 45.4	同左

磷含有量 (mg/ℓ)	通常 1.5 最大 1.5	同左
----------------	------------------	----

イ 排水口名 No. 5排水口

(ア) 排水水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常 920 最大 920	同左
水素イオン濃度	通常 7 最大 5～9	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 20.9 最大 29.7	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 25.3 最大 34.6	同左
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 1未満 最大 1	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 27.5 最大 34.4	同左
磷含有量 (mg/ℓ)	通常 1.3 最大 1.3	同左

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

令和7年4月8日から同月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

## 3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和7年4月30日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第 1 4 5 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 7 年 4 月 8 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請の概要

(1) 申請者

福岡市博多区博多駅東二丁目 1 番 2 3 号  
株式会社サニックス  
代表取締役 宗政 寛

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区響町一丁目 1 番 8  
株式会社サニックスひびき工場

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

名称	脱水機 U-1121
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号）別表第 1 の第 7 1 号の 4 イに掲げる産業廃棄物処理施設
能力	9 2 m <sup>3</sup> /日

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の使用開始年月日

使用時間間隔	6 回/日
1 日当たりの使用時間	2 4 時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の 1 日当たりの通常量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値

汚水等の量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	通常 34.0 最大 35.7
水素イオン濃度	通常 6~8 最大 6~8
化学的酸素要求量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 500 最大 750
浮遊物質 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 200 最大 400
窒素含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 100 最大 200
りん 含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 5 最大 10
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 300 最大 500
生物化学的酸素要求量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 1,000 最大 1,500

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値

ア V-140-1

項目	設置前	設置後
汚水等の量 ( $\text{m}^3/\text{日}$ )	通常 1,530 最大 1,652	通常 1,420 最大 1,530
水素イオン濃度	通常 6~8 最大 6~8	同左
化学的酸素要求量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 4,400 最大 5,200	同左
浮遊物質 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 500 最大 700	同左
窒素含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 1,000 最大 2,000	通常 1,000 最大 1,300
りん 含有量 ( $\text{mg}/\ell$ )	通常 30 最大 40	同左

ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/ℓ)	通常 20 最大 30	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 11,000 最大 13,000	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 1未満 最大 1未満	同左

イ 総合排水処理施設（海域排出分）

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常 870 最大 994	同左
水素イオン濃度	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 13	同左
浮遊物質量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 27 最大 80	同左
燐含有量 (mg/ℓ)	通常 4 最大 8	同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 2 最大 2	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 6 最大 8	同左

ウ 総合排水処理施設（下水道排除分）

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常 700 最大 700	同左
水素イオン濃度	通常 5.5～8.5 最大 5.5～8.5	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 190 最大 200	同左

浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 100 最大 600	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 120 最大 240	同左
リン含有量 (mg/ℓ)	通常 15 最大 20	同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 2 最大 30	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 200 最大 600	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 6 最大 8	同左

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 1排水口 (海域放流)

排水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	通常 870 最大 994	同左
水素イオン濃度	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 13	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 27 最大 80	同左
リン含有量 (mg/ℓ)	通常 4 最大 8	同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 2 最大 2	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 6 最大 8	同左

イ 排水口名 No. 3排水口（下水道）

排水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
汚水等の量 ( $m^3$ / 日)	通常 700 最大 700	同左
水素イオン濃度	通常 5.5~8.5 最大 5.5~8.5	同左
化学的酸素要求量 ( $mg$ / $l$ )	通常 190 最大 200	同左
浮遊物質量 ( $mg$ / $l$ )	通常 100 最大 600	同左
窒素含有量 ( $mg$ / $l$ )	通常 120 最大 240	同左
磷含有量 ( $mg$ / $l$ )	通常 15 最大 20	同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 ( $mg$ / $l$ )	通常 2 最大 30	同左
生物化学的酸素要求量 ( $mg$ / $l$ )	通常 200 最大 600	同左
ふっ素及びその化合物 ( $mg$ / $l$ )	通常 6 最大 8	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和7年4月8日から同月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和7年4月30日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第146号

一般廃棄物処理手数料のごみ処理手数料のうち、臨時的に処理を行うもののうち粗大ごみに係るごみ処理手数料の納付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月8日

北九州市長 武内和久

指定納付受託者		指定をした日	指定期間
名称	住所		
GMOペイメント ゲートウェイ株式 会社	東京都渋谷区道玄 坂一丁目2番3号	令和7年4月1 日	令和7年4月1日 から令和8年3月 31日まで

## 北九州市公告第220号

一般競争入札により、物件の借入れ契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月8日

北九州市長 武内和久

### 1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 第2夜間・休日急患センター医事コンピュータリース契約 一式
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和7年4月22日から令和12年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市立第2夜間・休日急患センター
- (5) 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
  - ア 場所 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号  
コムシティ地下1階  
北九州市立第2夜間・休日急患センター
  - イ 期間 この公告の日から令和7年4月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札関係資料の交付方法

電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市立第2夜間・休日急患センターに連絡すること。

(3) 競争入札参加申出書の提出

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、郵送又は持参により競争入札参加申出書を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 郵送による場合の提出方法及び提出期間等

第1号アの場所に書留郵便により、この公告の日から令和7年4月14日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の提出方法及び提出期間等

第1号アの場所にこの公告の日から令和7年4月14日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに持参のこと。

(4) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は行わない。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 日時 令和7年4月16日 午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回

数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局健康医療部第2夜間・休日急患センター

〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

コムシティ地下1階

電話 093-641-3119

FAX 093-641-3105

北九州市上下水道局公告第47号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月8日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

- 1 特定役務の名称及び数量  
令和7年度上下水道料金システム運用・保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市上下水道局総務経営部営業課  
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和7年3月28日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社九州支社  
福岡市中央区天神一丁目10番20号
- 5 契約金額  
月額684万8,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第11条第1項第2号に該当するため

## 北九州市交通局公告第16号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月8日

北九州市交通局長 白石基

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

軽油 11万4,000リットル

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 履行期間 令和7年6月1日から同月30日まで

#### (4) 納入場所 北九州市交通局若松営業所及び向田営業所

#### (5) 今後購入が予想される数量及び入札公告予定時期

予定数量98万6千リットル 令和7年5月頃

#### (6) 入札方法 単位当たりの価格により行う。価格は軽油引取税を含むものとし、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から軽油引取税を除いた金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

#### (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載

されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年5月9日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局総務経営課

イ 期間 この公告の日から令和7年5月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月23日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

##### (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和7年5月14日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和7年5月9日までに競争参加の申出書を北九州市交通局総務経営課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年5月22日午後5時までに必着のこと。

##### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号  
北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和7年5月23日午後2時

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5

条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

6 Summary

(1) Product and Quantity

Gas Oil

Forecasted Quantity:

114,000ℓ

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m., May 23, 2025

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., May 22, 2025

(4) For further information, please contact:

General Affairs and Management Division, Transportation Bureau,  
City of Kitakyushu,

3-1 Higashikoishimachi, Wakamatsu-ku, Kitakyushu-city 808-0017

Japan TEL 093-771-8401

北九州市交通局公告第17号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月8日

北九州市交通局長 白石基

- 1 物品等の名称及び予定数量  
軽油 9万2,000リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市交通局総務経営課  
北九州市若松区東小石町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年3月25日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社新出光九州支店北九州エリア  
北九州市小倉北区紺屋町4番6号
- 5 落札金額  
1リットル当たりの金額 124円10銭
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和7年2月10日
- 8 落札方式  
最低価格による。